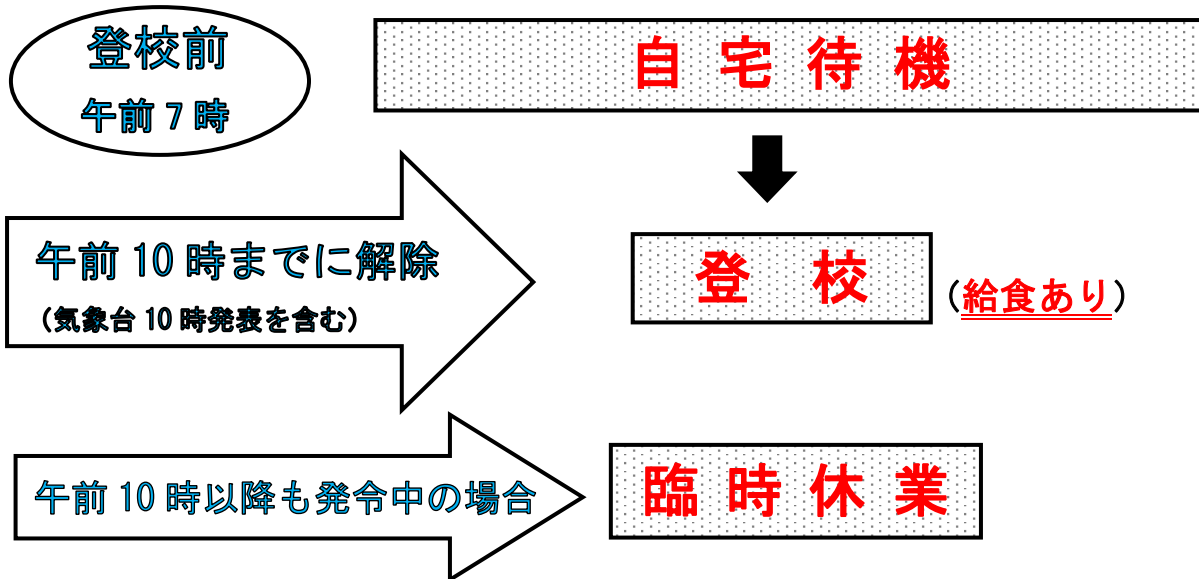


非常変災時の措置について

標記の措置につきまして、教育委員会の通知に基づき、下記のとおりしておりますのでお知らせいたします。

- ① **豊中市もしくは豊中市を含む地域に「暴風警報」・「大雨警報(浸水害)」・「大雨警報(土砂災害・浸水害)」・「洪水警報」・「暴風特別警報」・「大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合**



- 「大阪府」や「北大阪」と発表された場合、「豊中市」に発令されているか確認してください。
- 「大雨警報」には3種類ありますので、「大雨警報(土砂災害)」だけの発令の場合は自宅待機や臨時休業にはならず、通常通りの授業となります。
- テレビのニュースやテロップでは上記の種別が明示されないことが多いので、気象庁のHP、豊中市のHP(「おおさか防災ネット」にリンク)、NHKデータ放送(NHK総合テレビのチャンネルに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す)のいずれかで確認してください。

- ② **登校前に豊中市に震度5以上の地震が発生** ⇒ **臨時休業**

震度5未満であっても、登校させることが危険と判断された場合は自宅待機させてください。

学校への問い合わせ電話は、緊急時の対応ができなくなりますのでご遠慮ください。

※登校後の警報発令・地震発生などの場合、児童の安全を第一とし、下校または学校待機などの適切な措置をとります。状況により、保護者に個別に迎えに来ていただく場合もあります。

※非常変災時等の緊急時には、保護者のみなさまへの連絡に学校連絡メールを利用しています。登録の確認をお願いします。なお、学校連絡メールのシステムの都合上、メールが届くまでに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。